

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2021-69371

(P2021-69371A)

(43) 公開日 令和3年5月6日(2021.5.6)

(51) Int.Cl. F 1 テーマコード (参考)  
 A O 1 K 85/00 (2006.01) A O 1 K 85/00 Z 2 B 3 O 7

審査請求 有 請求項の数 6 O L (全 9 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2020-97322 (P2020-97322)                  (22) 出願日 令和2年6月3日 (2020.6.3)                  出願変更の表示 意願2019-24419 (D2019-24419) の変更                  原出願日 令和1年10月31日 (2019.10.31)</p>	<p>(71) 出願人 313009800                  株式会社ボンバダアグア                  大阪府大阪市東淀川区菅原7-6-6-3                  O1                  (74) 代理人 100129986                  弁理士 森田 拓生                  (72) 発明者 蒲田 卓生                  大阪府大阪市東淀川区菅原7-6-6-3                  O1 株式会社ボンバダアグア内                  Fターム(参考) 2B307 BA41 BA46 BA70</p>
---	---

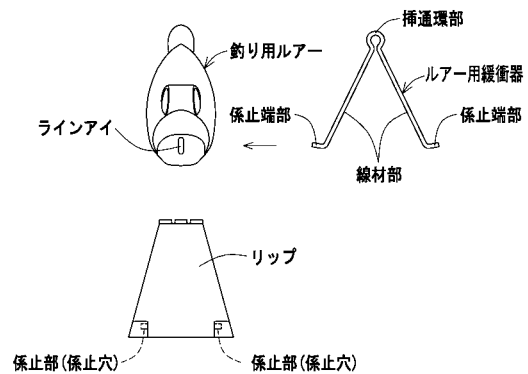
(54) 【発明の名称】 ルアー用緩衝器

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】ルアー本体のボディの先端部に固定されるルアー用緩衝器を提供する。

【解決手段】釣り用ルアーのラインアイに挿通可能な挿通環部と、挿通環部から正面視にて左右各斜め下方又は鉛直下方へ伸長する複数の線材部と、各線材部と伸長先の一部で接触して線材部の伸長方向を保持する保持手段とを具備してなる。また、線材部が保持手段によってルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保つ。ルアー用緩衝器の保持手段は、台形状の板形状のリップからなる。挿通環部を釣り用ルアーのボディの先端側(顎下)に設けられたラインアイに挿通し、線材部の先端に設けられた係止端部を、各々リップの係止部の係止穴に挿通することで、線材部がルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保つ。

【選択図】 図9



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

先端側にラインアイを設けた釣り用ルアーに固定されるルアー用緩衝器であって、釣り用ルアーの先端側に設けられたラインアイに挿通可能な挿通環部と、挿通環部から正面視にて左右各斜め下方又は鉛直下方へ伸長する複数の線材部を具備してなり、前記挿通環部が釣り用ルアーのボディの先端側に設けられたラインアイに挿通されることで、釣り用ルアーに固定された状態となるものであり、前記複数の線材部は、前記釣り用ルアーに固定された状態で、ルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保つことを特徴とするルアー用緩衝器。

**【請求項 2】**

先端側にラインアイを設けた釣り用ルアーに固定されるルアー用緩衝器であって、釣り用ルアーの先端側に設けられたラインアイに挿通可能な挿通環部と、挿通環部で繋がって、正面視にて左右各斜め下方へ末広がり伸長する 2 本の線材部を具備してなり、前記挿通環部が釣り用ルアーのボディの先端側に設けられたラインアイに挿通されることで、釣り用ルアーに固定された状態となるものであり、前記 2 本の線材部は、前記釣り用ルアーに固定された状態で、ルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保ち、2 本の線材部同士が一定の挟角を保つことを特徴とするルアー用緩衝器。

**【請求項 3】**

先端側にラインアイを設けた釣り用ルアーに固定されるルアー用緩衝器であって、釣り用ルアーのボディの先端側に設けられたラインアイに挿通可能な挿通環部と、挿通環部で繋がって、左右各斜め下方又は鉛直下方へ伸長する複数の線材部と、線材部の伸長方向を保持する保持手段とを具備してなり、保持手段によって、線材部がルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保つことを特徴とするルアー用緩衝器。

**【請求項 4】**

前記保持手段は、各線材部と伸長先の一部で接触して、線材部の伸長方向を保持するものであり、ルアー用緩衝器が釣り用ルアーに固定された状態で、保持手段が各線材部と伸長先の一部で接触することで、各線材部が線材の伸長方向を保持することを特徴とする、請求項 3 に記載のルアー用緩衝器。

**【請求項 5】**

前記ルアー用緩衝器は、前記各線材部の先端に係止端部が設けられ、前記保持手段は、各係止端部に対応した係止穴を有する係止部を具備してなり、前記挿通環部を釣り用ルアーに設けられたラインアイに挿通し、各係止端部を、保持手段の対応する各係止部の係止穴に係止させることで、前記釣り用ルアーに固定された状態となることを特徴とする、請求項 3 に記載のルアー用緩衝器。

**【請求項 6】**

前記ルアー用緩衝器は、前記各線材部の先端に係止端部が設けられ、前記保持手段は、釣り用ルアーの先端の下部に取り付け可能な板形状のリップからなり、各リップの上面には、係止端部に対応した係止穴を有する係止部が設けられ、前記挿通環部を釣り用ルアーに設けられたラインアイに挿通し、各係止端部を、各々リップの係止部の係止穴に挿通することで、前記釣り用ルアーに固定された状態となることを特徴とする、請求項 3 に記載のルアー用緩衝器。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、釣り用ルアーに取り付けて使用するルアー用緩衝器である。

**【背景技術】****【0002】**

従来、ルアーを水中で動かすときに、ルアーが有するリップや釣鉤が岩や石あるいは水

10

20

30

40

50

草等の障害物を回避することができるようにして、根がかりが起こりにくいようにしたルアー及びルアーの根がかり回避方法が開示される（特許文献1参照）。この特許文献1には、従来のルアーには、次のような課題があったと記載される。

【0003】

『すなわち、ルアーフィッシングでは、リールを巻きながらルアーを水中で動かして、その動きを演出することが必要になる。また、魚は岩や石が多い場所や水草が多い場所等に好んで生息する。このため、魚のいるポイントでルアーを操作すると、上記したように釣鉤がトレブルフックであることも相まって、いわゆる根がかりが起こりやすかった。根がかりには、リップが岩や石の隙間に挟まるケースと、釣鉤が岩や石あるいは水草等にかかるケースがある。いずれの場合も、最終的に外すことができなければライン（釣糸）を切ってルアーを水中に残すことになり、環境保全の観点から改善が望まれている。』（以上、特許文献1段落0004～0005より。）

10

【0004】

他に、魚釣りにおいて根掛りし難いルアーに関し、線状間隔保持部材を道系接続部の前方に突設するようにしたルアーが開示される（特許文献2参照）。この特許文献2には根掛かりに関して以下の記載がある。

【0005】

『ルアーにおいては、根掛りし難い構成にすることが、大型の魚を釣り上げる上での重要な要素の一つである。すなわち、大型魚は根回りに潜んだり、杭、水草などの水中の障害物に隠れて餌として捕食する小魚、海老、甲殻類などを狙っていることが多いので、アングラーは意識的にルアーをその付近にキャストし、リーリングする。したがって、ルアーとしては、そのような使われ方をしても根掛りし難い構成にする必要があり、根掛りし難いルアーとして、例えば図・・・に示したルアーIXが提案されている。しかし、図・・・に示した構成のルアーにおいては、本体内部に重錘体と、その重錘体の移動案内部を設け、さらにその移動案内部の前方上下方向に重錘体が移動可能な保持部を設けると云った複雑な構造となっているので、体形がズングリしたクランクベイトタイプのルアーには用いられても、細長いミノータイプのルアーなどには適用し難いと云った問題点があった。そのため、簡単な構造でより根掛りし難く、また、細長いミノータイプのルアーなどにも適用できるようにする必要があり、それが解決すべき課題であった。』（以上、特許文献2段落0002～0006より。）

20

30

【0006】

他に、川の中の障害物に当たった場合に挙動するルアーとして、ルアー本体2の頭部底面より頭部先端にかけて頭部先端部分より更に先に突出した針金8を持つ、鮎共釣り用ルアーが開示される（特許文献3参照）。この鮎共釣り用ルアーによれば、川の流れの変化に対する行動の変化及び、速い川の流れに対しての安定性に加え針金8を鮎共釣り用ルアー本体2頭部底面より頭部先端にかけ頭部先端部分より更に突出するように設けたことにより当該針金8の先が川の中の障害物に当たった場合、当該接点を支点として実際の鮎の食餌行為に酷似する行動をとることが出来る、これによって鮎は本考案の鮎共釣り用ルアーを本物の鮎と錯覚することが、従来の鮎共釣り用ルアーに比べて遥かに増すことになる、と記載される。

40

【先行技術文献】

【特許文献】

【0007】

【特許文献1】特開2007-300939号公報

【特許文献2】特開2000-270717号公報

【特許文献3】実公平7-7722号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

本発明は、上記背景技術をふまえ、ルアー本体のボディの先端部に取り付けられて固定

50

されるルアー用緩衝器であって、ルアー本体に固定された状態で、ルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保ち、ルアー用緩衝器となるものを提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0009】

本発明に係るルアー用緩衝器は、ボディの先端側にラインアイを設けた釣り用ルアーに固定されるルアー用緩衝器であって、

釣り用ルアーのボディの先端側に設けられたラインアイに挿通可能な挿通環部と、挿通環部から正面視にて左右各斜め下方又は鉛直下方へ伸長する複数の線材部を具備してなり、前記挿通環部が釣り用ルアーのボディの先端側に設けられたラインアイに挿通されることで、釣り用ルアーに固定された状態となるものであり、

10

前記複数の線材部は、前記釣り用ルアーに固定された状態で、ルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保つことを特徴とする。

【0010】

また、本発明に係るルアー用緩衝器は、ボディの先端側にラインアイを設けた釣り用ルアーに固定されるルアー用緩衝器であって、

釣り用ルアーのボディの先端側に設けられたラインアイに挿通可能な挿通環部と、挿通環部で繋がって、正面視にて左右各斜め下方へ末広がり伸長する2本の線材部を具備してなり、

前記挿通環部が釣り用ルアーのボディの先端側に設けられたラインアイに挿通されることで、釣り用ルアーに固定された状態となるものであり、

20

前記2本の線材部は、前記釣り用ルアーに固定された状態で、ルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保ち、2本の線材部同士が一定の挟角を保つことを特徴とする。

【0011】

また、本発明に係るルアー用緩衝器は、ボディの先端側にラインアイを設けた釣り用ルアーに固定されるルアー用緩衝器であって、

釣り用ルアーのボディの先端側に設けられたラインアイに挿通可能な挿通環部と、挿通環部で繋がって、左右各斜め下方又は鉛直下方へ伸長する複数の線材部と、線材部の伸長方向を保持する保持手段とを具備してなり、保持手段によって、線材部がルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保つことを特徴とする。

【0012】

前記保持手段は、各線材部と伸長先の一部で接触して、線材部の伸長方向を保持するものであり、

ルアー用緩衝器が釣り用ルアーに固定された状態で、保持手段が各線材部と伸長先の一部で接触することで、各線材部が線材の伸長方向を保持することを特徴とする。

30

【0013】

前記ルアー用緩衝器は、前記各線材部の先端に係止端部が設けられ、

前記保持手段は、各係止端部に対応した係止穴を有する係止部を具備してなり、

各係止端部を、保持手段の対応する各係止部の係止穴に係止させることで、前記釣り用ルアーに固定された状態となることを特徴とする。

【0014】

或いは、前記ルアー用緩衝器は、前記各線材部の先端に係止端部が設けられ、

前記保持手段は、釣り用ルアーの先端の下部に取り付け可能な板形状のリップからなり、

各リップの上面には、係止端部に対応した係止穴を有する係止部が設けられ、

前記挿通環部を釣り用ルアーに設けられたラインアイに挿通し、前記線材部の先端に設けられた係止端部を、各々リップの係止部の係止穴に挿通することで、前記釣り用ルアーに固定された状態となることを特徴とする。

40

【図面の簡単な説明】

【0015】

【図1】正面図

【図2】左側面図

50

【図3】平面図

【図4】底面図

【図5】図1のA - A部分拡大図

【図6】図1のB - B部分拡大図

【図7】図2のC - C部分拡大図

【図8】使用状態例を示す正面図

【図9】使用状態例を示す正面分解図

【図10】使用状態例を示す、斜め側方からみた図

【0016】

(発明の効果)

10

上記手段を講じることで、ルアー本体のボディの先端部に取り付けられて固定されるルアー用緩衝器であって、ルアー本体に固定された状態で、ルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保ち、ルアー用緩衝器となるものを提供することができた。

【発明を実施するための形態】

【0017】

本発明は、釣り用ルアーに取り付けて使用するルアー用緩衝器である。本発明のルアー用緩衝器は、図1の正面図、図2の左側面図、図3の平面図、図4の底面図にてそれぞれ示し、また、図8、図9図10にて「ルアー緩衝器」と矢印で示すように、湾曲又は屈曲した1本の線材からなる。線材部は前後対称形状のため、背面図は正面図と同一に表れる。また、線材部は左右対称形状のため、右側面図は左側面図と同一に表れる。

20

【0018】

本発明のルアー用緩衝器は具体的には、釣り用ルアーの前部の先端側に設けられたラインアイに挿通可能な挿通環部と、挿通環部から正面視にて左右各斜め下方又は鉛直下方へ伸長する複数の線材部と、各線材部と伸長先の一部で接触して線材部の伸長方向を保持する保持手段とを具備してなる。また、線材部が保持手段によってルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保つ。

【0019】

図1～図7(正面図、左側面図、平面図、底面図、及びA - A, B - B, C - Cの各部分拡大図)の各図にてそれぞれ実線で直線状に示される部分が、複数の線材部である。なお、各図の破線で示す部分も本発明のルアー用緩衝器の一部であって、これらと複数の線材部とが一体の物品を構成する。

30

【0020】

本発明のルアー用緩衝器は、正面視にて左右各斜め下方又は鉛直下方へ伸長する複数の直線状の線材部を具備する。実施例では、正面視にてそれぞれ各斜め下方へ末広がり伸長する、左右2本の線材部を具備する。左右2本の線材部は、各上端同士が中央の挿通環部で連なり、2本の線材部同士は一定の挟角を保つ。

【0021】

またルアー用緩衝器は、中央の挿通環部が釣り用ルアーの中央のラインアイに挿通することで、釣り用ルアーに取り付けられた状態となる。左右2本の線材部は、釣り用ルアーに取り付けられた状態でも、正面視にて、中央の挿通環部を中心として左右対称に斜め下方へ伸長して、2本の線材部同士が一定の挟角を保つ。

40

【0022】

図5は、図1のA - A部分の部分拡大図であって、挿通環部の正面視形状を示す。挿通環部はルアー用緩衝器の正面視中央上端に位置し、正面視にて環状に湾曲した線材からなる。また、正面視にて挿通環部の左下及び右下の各部分が、左右の直線状の線材部の各上端に連なる。

【0023】

本発明のルアー用緩衝器が釣り用ルアーに取り付けられた状態では、この挿通環部が釣り用ルアーのラインアイに挿通している(図8、図10)。

【0024】

50

図 6 は、図 1 の B - B 部分の部分拡大図であって、係止端部の正面視形状を示す。係止端部はルアー用緩衝器の正面視下端に左右一対で位置する。

【 0 0 2 5 】

各係止端部は正面視にて、片側の直線状の線材部の下端から外側方に屈曲して、その屈曲先が、側方や斜め上方に真直ぐ伸長した線材の端部からなる。また、それぞれ正面視にて係止端部の屈曲元の部分が、直線状の線材部の下端に連なる。

【 0 0 2 6 】

実施例として示すルアー用緩衝器の保持手段は、台形状の板形状のリップからなる。台形状の左右の下角部の上面には、内側に係止穴を有した係止部が、左右それぞれに形成される。

【 0 0 2 7 】

この係止部の係止穴に、ルアー用緩衝器の各係止端部がそれぞれ係止することで、ルアー用緩衝器の直線状の線材部がルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保つ。図 8、図 10 は、ルアー用緩衝器の直線状の線材部が、保持手段によってルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保った状態である。

【 0 0 2 8 】

本発明のルアー用緩衝器が釣り用ルアーに取り付けられた状態では、この係止端部が釣り用ルアーのリップの下角部に設けた係止部の係止穴に挿入されている（図 8、図 10）。

【 0 0 2 9 】

図 7 は、図 2 の C - C 部分の部分拡大図であって、挿通環部の側面視形状を示す。挿通環部はルアー用緩衝器の側面視上端に位置し、側面視にて上部が湾曲して連なった連続線材からなる。側面視にて挿通環部の下部が、左右の直線状の線材部の各上端に連なる。

【 0 0 3 0 】

図 8 は、本発明のルアー用緩衝器を釣り用ルアーに取り付けた状態例を示す。の前部の先端側に設けられたラインアイに挿通可能な挿通環部と、挿通環部から正面視にて左右各斜め下方又は鉛直下方へ伸長する複数の線材部と、各線材部と伸長先の一部で接触して線材部の伸長方向を保持する保持手段とを具備してなる。また、線材部が保持手段によってルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保つ。

【 0 0 3 1 】

本発明のルアー用緩衝器を釣り用ルアーに取り付ける例として、図 9 のように、ボディの先端側（顎下）にラインアイを有する釣り用ルアーと、釣り用ルアーのボディの下部に固定するリップと、挿通環部を有したルアー用緩衝器とを用意する。

【 0 0 3 2 】

本例では、本発明のルアー用緩衝器の中央の挿通環部を釣り用ルアーのボディの先端側（顎下）に設けられたラインアイに挿通する（図 8）。そして、ルアー用緩衝器の左右の線材部の先端に設けられた係止端部を、各々リップの係止部の係止穴に挿通することで、ルアー用緩衝器をルアー本体のボディの先端部に固定する（図 8、図 10）。

【 0 0 3 3 】

図 8、図 9、図 10 のように、本発明のルアー用緩衝器の中央の挿通環部を釣り用ルアーのボディの先端側（顎下）に設けられたラインアイに挿通し、ルアー用緩衝器の線材部の先端に設けられた係止端部を、各々リップの係止部の係止穴に挿通した状態では、ルアー用緩衝器がルアー本体のボディの先端部に固定されると共に、ルアー用緩衝器の左右の線材部がルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保つ。

【 0 0 3 4 】

本発明のルアー用緩衝器は、図 1 ~ 7 のように釣り用ルアーと別の部品からなり、図 9 の状態から図内の矢印に示すように釣り用ルアーに組み合わせることで、図 8、図 10 に示すような、ルアー本体のボディの先端部に取り付けられて固定された状態となる。このルアー本体に固定された状態で、ルアー本体の伸長軸に対して所定の傾斜角度を保ち、ルアー用緩衝器となり得る。

10

20

30

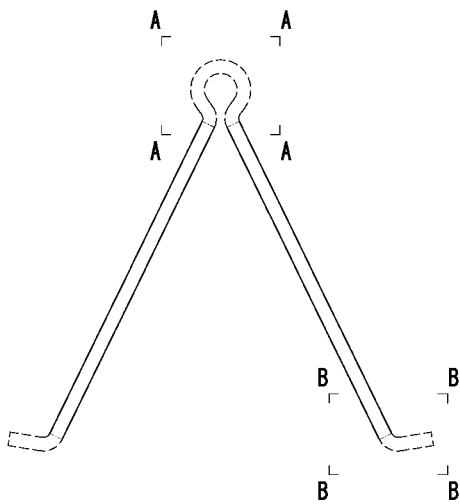
40

50

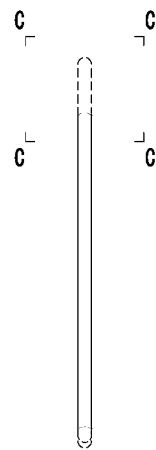
【 0 0 3 5 】

また図 8 の図内の矢印に示すように操作することで、本発明のルアー用緩衝器を取り外し可能である。

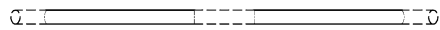
【 図 1 】



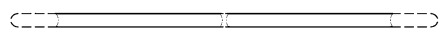
【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】





【図 10】

